

2022年版

# 出入国在留管理



出入国在留管理庁 編

2022年版

# 出入国在留管理

出入国在留管理庁 編

# はじめに

## 2022年版「出入国在留管理」の発刊に当たって

法務省出入国在留管理庁は、国際化の時代の中で、様々な国・地域から多様な目的をもって来日する外国人の入国・在留がスムーズに行われるようにすることを通じて、健全な国際交流推進の一翼を担いつつ、同時に日本社会の秩序が保たれるよう、どのような外国人であれば入国・在留を認め、どのような外国人であればそれらを認めないかを見極める重要な役割を果たしています。そのためには、最先端の技術を活用するなどし、円滑な出入国審査と厳格な出入国管理を高度な次元で両立させる出入国審査の高度化を実現していく必要があります。また、我が国の安全・安心を脅かす好ましくない外国人を法令に基づいて強制的に国外に退去させることによって、国民の安全や利益を守るといった任務も担っています。加えて、難民の認定手続を整備し、真に庇護を求める者を迅速かつ確実に保護していくことも出入国在留管理庁に課せられた大きな役割です。さらに、法務省において外国人の受入れ環境の整備に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととなった（平成30年7月24日閣議決定）ところ、外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進する任務も担っています。

1959年から発刊されていた「出入国管理」は、本書で28冊目になりますが、2018年12月8日、第197回国会（臨時会）において「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、法務省が出入国に加えて「外国人の在留」の公正な管理を図る任務を負うことが明記されたことに伴い、2019年版から「出入国在留管理」へ名称を変更しました。

この2022年版「出入国在留管理」では、出入国在留管理庁における業務の概要を紹介し、2017年から2021年までの過去5年間の業務の推移を見つつ、ウクライナ避難民への対応や新型コロナウイルス感染症への対応のほか、外国人材の受入れ、特定技能制度の運用状況、技能実習制度の運用状況、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の改訂、外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの決定、在留支援に関する取組、送還忌避・収容の長期化の解決に向けた取組、難民認定制度の運用状況など、最近の出入国在留管理行政を取り巻く状況や施策を、2021年度の動きを中心に取りまとめています。

本書を通じ、出入国在留管理行政が、皆様にとって親しみやすく分かりやすいものとなれば幸いです。

2022年11月

出入国在留管理庁長官 菊池 浩



## 2022年版 「出入国在留管理」のポイント

### 2022年版「出入国在留管理」の構成

- 本書は、出入国在留管理をめぐる近年の状況（第1部）、主要な施策（第2部）及び資料編で構成。
- 第1部では、2017年から2021年までの5年間の業務統計を基に、2021年の業務状況を記載。
- 第2部では、出入国在留管理行政に係る主要な施策を記載（主に2021年度の実施について記載。2022年度の実施についても一部記載）。
- 資料編では、出入国在留管理庁の業務概要等を記載。

### 第1部 出入国在留管理をめぐる近年の状況

- **外国人入国者数**
  - ・ 2021年における外国人入国者数（再入国者数を含む。）は35万3,119人、再入国者数を除いた新規入国者数は15万1,726人（前年比95.8%減）。
- **在留外国人数**
  - ・ 2021年末現在の中長期在留者数と特別永住者数を合わせた在留外国人数は276万635人。
  - ・ また、在留外国人数の我が国の総人口に占める割合は2.2%であり、前年末と比べ0.09ポイント減少している。
- **不法残留者数**
  - ・ 2022年1月1日現在の不法残留者数は6万6,759人であり、前年1月1日現在と比べ、1万6,109人（19.4%）減少となっている。

### 第2部 出入国在留管理行政に係る主要な施策等

- **ウクライナ避難民への対応**
  - ・ ウクライナ避難民の受入れ
    - ロシアによるウクライナ侵攻を受け、総理大臣がウクライナからの避難民の受入れを表明し、官房長官を議長とする「ウクライナ避難民対策連絡調整会議」を司令塔として、商用機の座席を確保する形で渡航支援を行うなどして、ウクライナ避難民を受け入れた。
  - ・ ウクライナ避難民への支援
    - 日本に受け入れたウクライナ避難民について、必要に応じて関係省庁や地方自治体等と連携しながら、在留資格に係る柔軟な対応や「ウクライナ避難民であることの証明書」の発行など、ウクライナ避難民が安心して日本に滞在できるよう必要な支援を行った。
- **新型コロナウイルス感染症への対応**
  - ・ 水際対策
    - 新型コロナウイルス感染症の感染者が多数に上っている状況等がある地域に滞在歴がある外

国人について、入管法第5条第1項第14号に該当する外国人として、特段の事情がない限り、上陸を拒否するなどして、適切な水際対策を講じている。

- ・在留諸手続

新型コロナウイルス感染症の影響によって、帰国が困難な状況にある外国人に対して、就労が可能な在留資格「特定活動」等への変更を認めるほか、就労ができない在留資格を有する外国人に対して、本邦での生計維持を可能とするため、資格外活動を許可するなどの措置を講じた。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、採用内定を取り消された留学生、技能実習を修了し帰国が困難な元技能実習生等の本邦での継続した就労を可能とするため、一定の要件の下、特定産業分野において就労できるよう在留資格「特定活動」を付与した。

なお、新型コロナウイルス感染症の国内外における感染状況や、本邦からの外国人出国者が増加している状況等を踏まえて、令和4年5月31日付けで当該措置を見直し、帰国に向けた措置を実施している。

- ・情報提供・相談体制の強化

各府省庁の情報を外国人生活支援ポータルサイトに掲載して情報提供を行うとともに、地方公共団体が設置する一元的相談窓口に対して交付金の特例措置を講じた。新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮する外国人からの電話相談に多言語・無料で対応するFRESCヘルプデスクを設置するなど相談・支援体制の強化を図っている。なお、2021年10月には、FRESCワクチン予約窓口を設置し、接種予約のサポート等を実施した。

- ・入管施設における新型コロナウイルス感染症対策

新たな変異株に係る濃厚接触者の取扱い等、政府の方針が逐次見直される中で、これらに機動的に対応するため、2022年2月10日、法務大臣政務官を座長とした、第5回入管施設感染防止タスクフォースを開催し、入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル第5版を発行した。

- 名古屋出入国在留管理局被收容者死亡事案を受けての対応

- ・プロジェクトチームの設置

名古屋出入国在留管理局における被收容者死亡事案に関する調査報告書で示された改善策を着実に実現するため、出入国在留管理庁改革推進プロジェクトチームが設置された。

- ・職員の意識改革

職員の意識改革のため、全ての職員から意見を聴き、出入国在留管理庁職員と現場職員との意見交換、外部有識者からの意見聴取等を経て、「出入国在留管理庁職員の使命と心得」を策定した。

- ・医療体制の強化

外部有識者で構成された「出入国在留管理官署の収容施設における医療体制の強化に関する有識者会議」が開催され、2022年2月28日、庁内診療体制の強化、外部医療機関との連携体制の構築・強化等、収容施設の医療体制を強化するための提言が取りまとめられた。

- ・その他の改善策の取組

名古屋出入国在留管理局における組織・運用改革、被收容者の体調をより正確に把握するための通訳人等の活用指示、救急対応事案が発生した際の救急対応マニュアルの策定、体調不良者の仮放免の判断に係る新たな運用指針の策定等、業務の改革が進められた。

- 特定技能制度

- ・2022年6月末現在の特定技能在留外国人数は8万7,472人（速報値）。

また、制度開始から2022年6月末までの間における特定技能に係る在留資格認定証明書交

付件数が2万404件、在留資格変更許可件数が8万7,265件、登録支援機関登録件数が7,129件となっている（いずれも速報値）。2022年4月には、建設分野において「特定技能2号」への在留資格変更を初めて許可した。

- ・出入国在留管理庁と、分野所管省庁との連携を通じ、国内外において試験実施を促進することにより、制度開始から2022年6月末までの間に、全分野の試験が国内及び海外11か国で実施済みとなっている。

また、技能試験の合格者数についても順調に増加し、制度開始から2022年6月末までの間で9万8,305人（速報値）に上っている。

- ・二国間取決めについては、2022年6月末現在で、14か国との間で作成しており、同取決めに基づき、各国政府と適宜情報共有しているほか、意見交換を実施し、特定技能制度の適正な運用のために改善が必要と認められる問題の是正に努めている。
- ・製造3分野を統合し、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野とする政府基本方針の一部変更を行った（令和4年4月26日閣議決定）。

### ●外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの決定

- ・2022年6月14日に開催された「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」（以下「関係閣僚会議」という。）において、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）を決定した。

ロードマップは、2021年11月29日、「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」から関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に意見書が提出されたことを受け、当該意見書を踏まえ、我が国の目指すべき共生社会の三つのビジョン、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題（四つの重点事項）及び具体的施策を示すものである。

### ●外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の改訂

- ・政府においては、2006年に取りまとめた『生活者としての外国人』に関する総合的対応策に基づいて外国人が暮らしやすい地域社会づくり等に努めてきたが、新たな在留資格である「特定技能1号」及び「特定技能2号」の創設を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、2018年12月、関係閣僚会議において、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」という。）を取りまとめ、以後、4回の改訂を行っている。
- ・直近の総合的対応策の改訂（2022年6月14日関係閣僚会議決定）においては、受け入れた外国人に対する受入れ環境を更に充実させる観点とともに、ロードマップを踏まえ、ロードマップの施策について単年度に実施すべき施策を示すとともに、必ずしも中長期的に取り組むべき施策ではないためにロードマップには取り上げていないものの、共生社会の実現のために政府において取り組むべき施策を示すこととした。

### ●不法滞在・偽装滞在者への対策等

- ・これまでの取組により不法残留者数は、1993年以降、着実に減少していたものの、2015年に22年ぶりに増加に転じ、以後6年連続で増加し、2020年には約8万3,000人となった。

その後、2021年に再び減少に転じ、2022年1月1日現在で不法残留者数は約6万7,000人に減少したものの、依然として多くの不法残留者が存在することから、引き続き摘発の強化、不法滞在者に係る情報の収集・分析の強化及び出頭申告の促進による更なる不法滞在者数の縮減に努めている。

- ・「偽装滞在者」とは、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分や活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に入国・在留許可を受けて在留する者、あるいは、必ずしも当初から活動目的を偽ってい

たわけではないが、現に有する在留資格とはかけ離れて不法に就労等する者について、情報の収集・分析の強化を行い、偽装滞在者の摘発・縮減に努めている。

- ・退去強制令書が発付されているものの、病気治療や訴訟の提起等の送還に支障のある事情を有するために送還の見込みが立たない被收容者については、仮放免を積極的に活用し、より一層適正な退去強制手続の実施に努めている。
- ・「入国者收容所等視察委員会」からの意見や「名古屋出入国在留管理局被收容者死亡事案に関する調査報告書」に挙げた改善策などを踏まえ、医療体制の強化等、被收容者の処遇の更なる適正化に取り組んでいる。
- ・送還忌避及び收容の長期化の解決が出入国在留管理行政における喫緊の課題となっている中、第7次出入国管理政策懇談会の下に設置された「收容・送還に関する専門部会」における検討結果が「送還忌避・長期收容問題の解決に向けた提言」としてとりまとめられ、法務大臣に報告書が提出された。
- ・報告書を踏まえ、退去強制手続を一層適切かつ実効的なものとし、送還忌避及び收容の長期化の問題の解決を図ることを目的とした「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案」が第204回国会に提出された。
- ・法律案は成立に至らなかったが、送還忌避及び收容の長期化の解決が出入国在留管理行政における喫緊の課題であることに変わりはなく、退去強制手続を一層適切かつ実効的なものとするための検討を鋭意進めていく。

#### ●難民の適正な保護の推進

- ・我が国の難民認定制度をめぐっては、制度の透明性の向上や、近年の難民認定申請者数の急増及び申立内容の多様化への対応が求められている。
- ・そこで、UNHCR等の関係機関と緊密に連携しつつ、①難民該当性に関する規範的要素の明確化、②難民調査官の能力向上及び③出身国情報の充実を3つの柱として、難民認定制度の運用の一層の適正化に取り組んでおり、これらの取組を加速させるため、2021年7月に、UNHCRとの間で協力覚書（MOC）を交換した。
- ・また、近年、我が国での就労等を目的としていると思われる濫用・誤用的な申請が相当数見受けられることを要因として、我が国の難民認定申請者数が急増した結果、難民認定手続の処理期間が長期化し、難民を迅速に保護する上で支障が生じる事態となっていた。
- ・そこで、濫用・誤用的な申請が多く見られる正規滞在者からの難民認定申請について、2018年1月15日から、①申請受付後の振分け期間を設け、振分け結果を在留資格上の措置に反映、②難民である可能性が高い申請者への更なる配慮、③濫用・誤用的な申請に対する従来よりも厳格な対応を主な内容とする運用の更なる見直しを行った。
- ・これらの取組の結果、近年急増してきた難民認定申請者数は、2018年以降、大幅な減少に転じた一方で、難民認定者数は、上記見直し前に比べ増加しており、濫用・誤用的な申請を抑制し、難民の迅速な保護を図るための取組が一定の効果を上げていると認められるが、濫用・誤用的な申請は依然として相当数見受けられることから、問題の抜本的解決に向け、法制度と運用の両面から検討を進めることとしている。

#### ●国際社会及び国際情勢への対応

- ・各国とのEPA締結交渉への参加、二国間・多国間での情報・意見交換の実施や協力関係の向上を目的とした枠組みへの積極的な対応を行っている。
- ・豪州の入国管理局とオンラインでの意見交換を実施したり、（公財）日本台湾交流協会と台湾日本関係協会が開催したオンライン意見交換に参加したりするなど、新たな国際交流の在り方を模索しつつ、協力関係の強化に努めた。

- ・2022年3月2日及び3日、法務省及び出入国在留管理庁が主催する第1回東京イミグレーション・フォーラムが、18か国・地域の入国管理当局の代表の参加を得て開催された。会議では、新型コロナウイルス感染症の防止と国境再開を同時に行う取組や国境管理に活用している技術など、それぞれの国・地域において直面する課題等について情報共有や率直で活発な意見交換がなされ、次回は2022年度中に東京で開催することに対する賛意が示された。

# 2022年版「出入国在留管理」目次

はじめに — 2022年版「出入国在留管理」の発刊に当たって

2022年版「出入国在留管理」のポイント

目次

凡例

## 第1部 出入国在留管理をめぐる近年の状況

<b>第1章</b>	<b>外国人の出入国の状況</b>	2
<b>第1節</b>	<b>外国人の出入国者数の推移</b>	2
1	外国人の入国	2
(1)	入国者数	2
(2)	国籍・地域別	3
(3)	男女別・年齢別	4
(4)	目的（在留資格）別	4
ア	「短期滞在」	6
イ	専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人	8
(ア)	「技術・人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」	8
(イ)	「興行」	9
(ウ)	「技能」	9
(エ)	「特定技能1号」	9
ウ	「技能実習1号」	9
エ	「留学」	10
オ	身分又は地位に基づいて入国する外国人	11
2	特例上陸	13
(1)	寄港地上陸の許可	13
(2)	船舶観光上陸の許可	13
(3)	通過上陸の許可	13
(4)	乗員上陸の許可	13
(5)	緊急上陸の許可	13
(6)	遭難による上陸の許可	13
(7)	一時庇護のための上陸の許可	14
3	外国人の出国	14
	コラム 入管行政の最前線から（出入国審査を担当する入国審査官の声）	15
<b>第2節</b>	<b>上陸審判状況</b>	16
1	上陸口頭審理・異議申出案件の受理・処理	16
2	被上陸拒否者	18
3	上陸特別許可	20
<b>第3節</b>	<b>入国事前審査状況</b>	20
1	査証事前協議	20
2	在留資格認定証明書	20

<b>第2章</b>	<b>日本人の出帰国の状況</b>	21
第1節	出国者	21
1	総数	21
2	男女別・年齢別	21
3	空港・海港別	22
第2節	帰国者	23
<b>第3章</b>	<b>外国人の在留の状況</b>	24
第1節	在留外国人数	24
1	在留外国人数	24
2	国籍・地域別	24
3	目的（在留資格）別	25
(1)	「永住者」・「特別永住者」	25
(2)	専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人	27
ア	「技術・人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」	29
イ	「技能」	29
ウ	「特定技能1号」	29
(3)	「技能実習」	29
(4)	「留学」	30
(5)	身分又は地位に基づいて在留する外国人	30
第2節	在留審査の状況	30
1	在留資格の変更許可	31
(1)	留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可	31
(2)	「技能実習2号」及び「技能実習3号」への在留資格変更許可	33
(3)	「特定技能1号」及び「特定技能2号」への在留資格変更許可	35
2	在留期間の更新許可	35
3	永住許可	36
4	在留資格の取得許可	36
5	再入国許可	36
6	資格外活動の許可	36
第3節	在留カード・特別永住者証明書の交付件数	37
1	在留カード	37
2	特別永住者証明書	37
コラム	入管行政の最前線から（在留審査を担当する入国審査官の声）	38
<b>第4章</b>	<b>技能実習制度の実施状況</b>	39
第1節	制度の概要	39
第2節	監理団体の許可申請及び処理	39
1	監理団体の許可申請	39

2	監理団体の許可	39
<b>第3節</b>	<b>技能実習計画の認定申請及び処理</b>	<b>40</b>
1	技能実習計画の認定申請	40
2	技能実習計画の認定件数	40
<b>第4節</b>	<b>不適正な事案への対処</b>	<b>41</b>
<b>第5章</b>	<b>外国人の退去強制手続業務の状況</b>	<b>43</b>
<b>第1節</b>	<b>不法残留者の状況</b>	<b>43</b>
1	国籍・地域別	43
2	在留資格別	45
<b>第2節</b>	<b>退去強制手続又は出国命令手続を執った入管法違反事件</b>	<b>45</b>
1	概要	45
2	退去強制事由別	46
(1)	不法入国	46
(2)	不法上陸	48
(3)	不法残留	48
(4)	資格外活動	49
3	不法就労事件	49
(1)	概況	49
(2)	国籍・地域別	49
(3)	男女別	51
(4)	就労内容別	51
(5)	稼働場所（都道府県）別	51
4	違反審判の概況	52
(1)	事件の受理・処理	52
(2)	退去強制令書の発付	54
(3)	仮放免	55
(4)	在留特別許可	55
5	送還の概況	56
(1)	自費出国	58
(2)	国費送還	59
(3)	運送業者の責任と費用による送還	59
6	出国命令事件	59
(1)	違反調査	59
(2)	審査	60
ア	事件の受理・処理	60
イ	出国命令書の交付	60
(3)	出国確認	60

**第6章 難民認定業務等の状況** 61

**第1節 難民認定の申請及び処理** 61

- 1 難民認定申請 61
- 2 難民認定申請の処理 62
- 3 仮滞在許可制度の運用状況 62

**第2節 審査請求（不服申立て）** 63

- 1 審査請求数 63
- 2 処理の状況 63

**第3節 一時庇護のための上陸の許可申請及び処理** 64

**第7章 人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策及び外国人DV被害者保護**

65

**第1節 人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策** 65

- 1 人身取引対策への取組 65
- 2 人身取引被害者の保護 65
- 3 人身取引加害者の退去強制 66

**第2節 外国人DV被害者保護** 67

- 1 概要 67
- 2 外国人DV被害者の認知件数 67

## 第2部 出入国在留管理行政に係る主要な施策等

### 第1章 出入国在留管理庁におけるウクライナ避難民への対応 ————— 70

#### 第1節 ウクライナ避難民の受入れ ————— 70

#### 第2節 ウクライナ避難民への支援 ————— 71

- 1 相談対応窓口の拡充や各官署におけるウクライナ避難民受入支援担当の配置 ————— 71
- 2 行政サービス等を受けるための迅速な在留資格の変更 ————— 71
- 3 ウクライナ避難民であることの証明書の発行 ————— 71
- 4 ウクライナ避難民支援サイトの開設 ————— 72
- 5 ウクライナ避難民や地方自治体への情報提供 ————— 72
- 6 身元引受先のない避難民への支援 ————— 72

### 第2章 出入国在留管理における新型コロナウイルス感染症への対応 ————— 73

#### 第1節 水際対策 ————— 73

#### 第2節 在留諸手続 ————— 74

- 1 本邦在留中の外国人 ————— 74
- 2 本邦へ入国予定の外国人 ————— 74

#### 第3節 在留外国人の支援 ————— 75

- 1 外国人生活支援ポータルサイトによる情報提供 ————— 75
- 2 一元的相談窓口で新型コロナウイルス感染症に関する情報提供等のための特別な対応をする場合の特例措置 ————— 75
- 3 F R E S Cヘルプデスクにおける相談対応 ————— 75
- 4 F R E S C多言語ワクチン接種サポート ————— 75

#### 第4節 入管施設における新型コロナウイルス感染症対策 ————— 76

- 1 入管施設感染防止タスクフォース ————— 76
- 2 入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル ————— 76

### 第3章 名古屋出入国在留管理局被収容者死亡事案を受けての対応 ————— 77

#### 第1節 プロジェクトチームの設置 ————— 77

#### 第2節 職員の意識改革 ————— 77

- 1 「出入国在留管理庁職員の使命と心得」の策定 ————— 77
- 2 「出入国在留管理庁職員の使命と心得」の概要 ————— 77

#### 第3節 医療体制の強化 ————— 79

- 1 「出入国在留管理官署の収容施設における医療体制の強化に関する有識者会議」の概要 — 79
- 2 「入管収容施設における医療体制の強化に関する提言」の内容 ————— 79

#### 第4節 その他の改善策の取組 ————— 79

## 第4章 円滑かつ厳格な入国審査等の実施 81

### 第1節 観光立国実現に向けた取組 81

- 1 バイオカートの導入 81
- 2 自動化ゲート 82
  - (1) 自動化ゲートの利用促進 82
  - (2) トラストイド・トラベラー・プログラム 82
  - (3) 日本人の出帰国手続における顔認証ゲートの導入 83
  - (4) 外国人出国手続における自動化ゲートの利用拡大 84
- 3 クルーズ船の乗客への対応 84
- 4 審査待ち時間短縮のためのその他の取組 85
- 5 審査待ち時間の計測方法の見直しと審査待ち時間の公表 85

### 第2節 水際対策の強化 86

- 1 情報を活用した出入国審査 86
  - (1) 個人識別情報を活用した入国審査の実施 86
  - (2) I C P O紛失・盗難旅券情報の活用 87
  - (3) A P I及びP N Rを活用した入国審査 87
- 2 情報収集・分析の強化 87
- 3 空海港におけるパトロールの実施 87

## 第5章 外国人材の受入れと出入国在留管理行政 89

### 第1節 高度外国人材の受入れの推進 89

- 1 高度外国人材に対するポイント制による優遇制度の概要 89
- 2 高度専門職1号及び2号 89
  - (1) 高度専門職1号の優遇措置 90
  - (2) 高度専門職2号の優遇措置 90
- 3 受入れの現状 91
- 4 永住許可申請に要する在留期間の見直し後の運用状況 91

### 第2節 国家戦略特区における外国人材の受入れ 92

- 1 創業人材 92
- 2 家事支援人材 92
- 3 農業支援人材 93
- 4 海外需要開拓支援人材 93
- 5 高度人材ポイント制に係る特別加算 94
- 6 外国人美容師 94

### 第3節 その他の措置 95

- 1 クールジャパンに関わる外国人材の受入れの促進 95
  - (1) ファッションデザイン教育機関からの就労 95
  - (2) 外国人調理師・製菓衛生師の受入れ 95
- 2 日系四世の更なる受入れ 95
- 3 オンラインによる在留外国人に係る在留手続 95
- 4 外国人起業家の受入れの推進 96

5	留学生の適正な受入れの推進	96
(1)	留学生の就職支援	96
(2)	日本語教育機関の適正化	97
6	特定技能に係る届出のオンライン化	97
	コラム 入管行政の最前線から（オンライン審査を担当する入国審査官の声）	98
<b>第6章</b>	<b>特定技能制度</b>	99
第1節	制度概要	99
第2節	特定技能制度の運用に関する方針等	99
1	政府基本方針	99
2	分野別運用方針	101
3	二国間取決め	103
第3節	特定技能制度の運用状況	103
1	特定技能外国人の受入れ状況	103
2	特定技能試験等の実施状況	103
3	二国間取決めの状況	103
第4節	特定技能制度の円滑な運用に向けた取組	104
1	政府基本方針の見直し	104
2	分野別運用方針の見直し	104
3	分野別運用要領の見直し	104
4	試験方針の見直し	104
5	特定技能制度促進事業	105
<b>第7章</b>	<b>技能実習制度の運用状況</b>	106
第1節	制度の拡充状況	106
1	優良な監理団体等への実習期間の延長	106
2	対象職種の拡大	106
第2節	技能実習の適正化及び技能実習生の保護に向けた取組	106
1	事業協議会	106
2	地域協議会	106
3	二国間取決め（MOC）	107
4	技能実習生の保護	108
5	技能実習生の失踪を減少させるための施策	108
<b>第8章</b>	<b>外国人材の受入れ・共生のための取組</b>	109
第1節	外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの決定	109
1	経緯	109
2	概要	109

第2節	外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の改訂	111
1	経緯	111
2	概要	111
第3節	出入国在留管理庁が関わる主な取組	113
1	外国人受入環境整備交付金を通じた一元的相談窓口の設置・運営支援	113
2	受入環境調整担当官を通じた地方公共団体等との連携・協力	113
3	外国人在留支援センターにおける取組	114
4	外国人在留総合インフォメーションセンターにおける取組	115
5	生活・就労ガイドブック等を通じた在留外国人への情報提供	116
6	在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン	117
	コラム 入管行政の最前線から（在留支援業務を担当する職員の声）	118
<b>第9章</b>	<b>不法滞在・偽装滞在者への対策等</b>	119
第1節	不法滞在者対策の実施	119
1	不法滞在者を減少させるためのこれまでの取組	119
2	不法滞在者の更なる削減に向けた取組	119
	(1) 摘発の強化	119
	(2) 出頭申告しやすい環境の整備	119
第2節	偽装滞在者対策の実施	120
1	偽装滞在者等について	120
2	偽装滞在者等への取締りの実施	120
	(1) 情報の収集・分析の強化	120
	(2) 摘発の強化・法の積極的な適用による対応	121
3	不法滞在や偽装滞在に関与するブローカー等への対応	121
4	在留カードの偽変造対策	121
	コラム 入管行政の最前線から（警備業務全般を担当する入国警備官の声）	122
第3節	処遇の適正化に向けた取組	123
1	被收容者の処遇の一層の適正化に向けた取組	123
2	入国者收容所等視察委員会の活動等	123
第4節	被退去強制者の送還促進	124
1	送還忌避者の安全・確実な送還の実施	124
2	チャーター機を利用した集団送還の実施	124
3	IOM自主的帰国・社会復帰支援プログラムの利用促進	124
第5節	送還忌避・收容の長期化の解決に向けた取組	125
	コラム 入管行政の最前線から（執行業務を担当する入国警備官の声）	126
<b>第10章</b>	<b>難民の適正な保護の推進</b>	127
第1節	難民認定制度の運用の一層の適正化	127
1	経緯	127

2	概要	127
<b>第2節</b>	<b>難民認定制度の見直し</b>	127
1	難民認定制度の運用の見直し	127
(1)	概要	127
(2)	適正な制度運用	127
2	入管法施行規則の改正による制度の見直し	128
3	難民認定制度の運用の更なる見直し	128
(1)	経緯	128
(2)	概要	129
4	難民認定制度の運用の見直し後の状況	130
<b>第3節</b>	<b>第三国定住による難民の受入れ</b>	130
1	第三国定住とは	130
2	2019年度までの受入れ	130
3	2020年度以降の受入れ	131
<b>第4節</b>	<b>民間支援団体との連携の推進</b>	132
<b>第5節</b>	<b>シリア人留学生の受入れ状況</b>	133
<b>第11章</b>	<b>国際社会及び国際情勢への対応</b>	134
<b>第1節</b>	<b>条約締結等への対応</b>	134
1	二国間・多国間枠組みへの対応	134
2	人権関係諸条約規定に基づく報告及び審査等への対応	134
<b>第2節</b>	<b>国際会議・国際交流</b>	134
1	第1回東京イミグレーション・フォーラムの開催	134
2	国際会議への対応	135
3	国際交流	136
<b>第12章</b>	<b>広報活動</b>	137
<b>第1節</b>	<b>広報活動の推進</b>	137
<b>第2節</b>	<b>情報発信</b>	138
1	出入国在留管理庁ホームページ	138
2	出入国在留管理庁SNS等	138
(1)	出入国在留管理庁ツイッター・フェイスブック	138
(2)	出入国在留管理庁メール配信サービス	138

<b>資料編 1</b>	<b>我が国の出入国在留管理制度の概要</b>	142
第1節	目的と根拠法令	142
第2節	全ての人の出入（帰）国審査手続	142
1	外国人の出入国手続	142
2	外国人の入国（上陸）審査手続	143
	(1) 入国（上陸）審査	143
	(2) 口頭審理	143
	(3) 異議の申出	143
3	入国・事前審査	145
	(1) 査証事前協議	145
	(2) 在留資格認定証明書	145
4	特例上陸許可	147
	(1) 寄港地上陸の許可	147
	(2) 船舶観光上陸の許可	147
	(3) 通過上陸の許可	147
	(4) 乗員上陸の許可	147
	(5) 緊急上陸の許可	147
	(6) 遭難による上陸の許可	147
5	日本人の出帰国手続	148
第3節	外国人の在留審査	148
1	在留資格制度	148
2	在留審査	152
	(1) 在留資格の変更許可	152
	(2) 在留期間の更新許可	152
	(3) 永住許可	152
	(4) 在留資格の取得許可	152
	(5) 再入国許可	152
	(6) 資格外活動の許可	153
3	在留資格取消制度	153
第4節	中長期在留者の在留管理制度等	155
1	中長期在留者の在留管理制度	155
	(1) 在留カード	155
	(2) 在留カードに係る届出・申請	156
	ア 住居地の届出	156
	(ア) 新規上陸後の住居地の届出	156
	(イ) 在留資格変更等に伴う住居地の届出	156
	(ウ) 住居地の変更届出	156
	イ 住居地以外の記載事項の変更届出	156
	ウ 在留カードの有効期間の更新申請	156
	エ 紛失等による在留カードの再交付申請	156

オ	汚損等による在留カードの再交付申請	157
(3)	出入国在留管理庁正字検索システム	157
(4)	所属機関・配偶者に関する届出	157
ア	中長期在留者からの所属機関等に関する届出	157
(ア)	活動機関(在留資格に応じた活動を行う本邦の公私の機関)に関する届出	157
(イ)	契約機関(契約の相手方である本邦の公私の機関)に関する届出	157
(ウ)	配偶者に関する届出	158
イ	所属機関による中長期在留者に関する届出	158
ウ	特定技能所属機関(「特定技能1号」又は「特定技能2号」の在留資格をもって在留する外国人を受け入れている本邦の公私の機関)による届出	159
(ア)	随時届出	159
(イ)	定期届出	160
エ	登録支援機関(契約により委託を受けて1号特定技能外国人支援計画の全部の実施の業務を行う者として登録を受けた者)による届出	160
(ア)	随時届出	160
(イ)	定期届出	160
(5)	出入国在留管理庁電子届出システム	160
(6)	事実の調査	161
<b>2</b>	<b>特別永住者に係る制度</b>	<b>161</b>
(1)	特別永住者証明書	161
(2)	特別永住者証明書に係る届出・申請	162
ア	住居地の届出	162
イ	住居地以外の記載事項の変更届出	162
ウ	特別永住者証明書の有効期間の更新申請	162
エ	紛失等による特別永住者証明書の再交付申請	162
オ	汚損等による特別永住者証明書の再交付申請	162
<b>3</b>	<b>出入国在留管理庁と市区町村の情報連携</b>	<b>163</b>
<b>第5節</b>	<b>外国人の退去強制手続</b>	<b>164</b>
1	入国警備官の違反調査	166
2	入国審査官の違反審査・特別審理官の口頭審理	166
3	法務大臣の裁決	166
4	在留の許否	166
(1)	在留が許可されない場合(退去強制)	166
(2)	法務大臣の裁決の特例(在留特別許可)	166
5	出国命令制度	167
<b>第6節</b>	<b>難民の認定</b>	<b>167</b>
1	難民条約への加入等	167
2	難民認定手続	167
(1)	難民の定義	167
(2)	仮滞在許可	167
(3)	事実の調査	168
(4)	法務大臣による難民の認定と認定の効果	168
3	審査請求	168
(1)	審査請求	168

(2) 難民審査参与員制度	168
4 一時庇護のための上陸の許可	169

## 資料編2 組織・体制の拡充 171

第1節 組織・機構	171
1 出入国在留管理官署の概要	171
2 出入国在留管理官署の組織の見直し	176
第2節 職員	178
1 出入国在留管理庁職員	178
2 増員	178
3 研修	180

## 資料編3 予算等 182

第1節 予算	182
第2節 施設	182

## 資料編4 出入国在留管理関係訴訟 183

第1節 概況	183
第2節 主な裁判例	185

## 資料編5 統計 188

(1) 主な在留資格ごとの国籍・地域別新規入国者数・中長期在留者数の推移	188
(2) 主な国籍・地域ごとの在留資格別新規入国者数・在留の資格別在留外国人数の推移	196
(3) 個人識別情報を活用した入国審査の実施状況（2021年）	204
(4) 偽変造文書等（頁欠落・損傷等旅券を含む。）発見件数の推移	204

## 資料編6 2009年4月1日以降の主な出来事 205

## 関係図表目次

図表 1	外国人入国者数の推移	2
図表 2	主な国籍・地域別入国者数の推移	3
図表 3	男女別・年齢別外国人入国者数（2021年）	4
図表 4	在留資格別新規入国者数の推移	5
図表 5	「短期滞在」の在留資格による入国目的別新規入国者数の推移	7
図表 6	専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による新規入国者数の推移	8
図表 7	「技能実習 1 号」の在留資格による主な国籍・地域別新規入国者数の推移	10
図表 8	「留学」の在留資格による主な国籍・地域別新規入国者数の推移	11
図表 9	身分又は地位に基づく在留資格による新規入国者数の推移	12
図表10	特例上陸許可件数の推移	13
図表11	滞在期間別外国人単純出国者数の推移	14
図表12	上陸条件別口頭審理の新規受理件数の推移	17
図表13	口頭審理の処理状況の推移	17
図表14	主な国籍・地域別被上陸拒否者数の推移	19
図表15	上陸審判の異議申出と裁決結果の推移	20
図表16	入国事前審査処理件数の推移	20
図表17	日本人出国者数の推移	21
図表18	男女別・年齢別日本人出国者数（2021年）	22
図表19	滞在期間別日本人帰国者数の推移	23
図表20	在留外国人数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移	24
図表21	主な国籍・地域別在留外国人数の推移	25
図表22	在留の資格別在留外国人数の推移	26
図表23	専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による中長期在留者数の推移	28
図表24	在留審査業務許可件数の推移	30
図表25	在留資格別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可人員の推移	32
図表26	国籍・地域別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可人員の推移	32
図表27	国籍・地域別「技能実習 2 号」への在留資格変更許可人員の推移	33
図表28	国籍・地域別「技能実習 3 号」への在留資格変更許可人員の推移	34
図表29	職種別「第 2 号技能実習」に係る技能実習計画認定件数	34
図表30	職種別「第 3 号技能実習」に係る技能実習計画認定件数	35
図表31	国籍・地域別「特定技能 1 号」への在留資格変更許可人員の推移	35
図表32	国籍・地域別永住許可件数の推移	36
図表33	在留カード交付件数（2021年）	37
図表34	特別永住者証明書交付件数（2021年）	37
図表35	監理団体の新規許可申請及び許可件数の推移	40
図表36	技能実習計画の認定申請及び認定件数の推移	40
図表37	行政処分等の件数の推移	41
図表38	国籍・地域別技能実習生の失踪者数の推移	42
図表39	国籍・地域別不法残留者数の推移	44
図表40	主な国籍・地域別不法残留者数の推移	44
図表41	在留資格別不法残留者数の推移	45
図表42	退去強制事由別入管法違反事件の推移	46

図表43	国籍・地域別入管法違反事件の推移	46
図表44	国籍・地域別不法入国事件の推移	47
図表45	国籍・地域別航空機による不法入国事件の推移	47
図表46	国籍・地域別船舶による不法入国事件の推移	47
図表47	国籍・地域別不法上陸事件の推移	48
図表48	国籍・地域別不法残留事件の推移	48
図表49	国籍・地域別資格外活動事件の推移	49
図表50	国籍・地域別不法就労事件の推移	50
図表51	就労内容別不法就労事件の推移	51
図表52	稼働場所別不法就労事件の推移	52
図表53	違反審査・口頭審理・法務大臣裁決の受理件数及び処理状況の推移	53
図表54	口頭審理請求件数及びその比率の推移	54
図表55	退去強制事由別退去強制令書の発付状況	54
図表56	主な国籍・地域別退去強制令書の発付状況	55
図表57	仮放免許可件数の推移	55
図表58	退去強制事由別在留特別許可件数の推移	56
図表59	国籍・地域別在留特別許可件数の推移	56
図表60	国籍・地域別被送還者数の推移	57
図表61	送還方法別被送還者数の推移	58
図表62	国籍・地域別自費出国による被送還者数の推移	58
図表63	国籍・地域別出国命令による引継者数の推移	59
図表64	国籍・地域別出国命令書の交付状況	60
図表65	難民認定申請数の推移	61
図表66	庇護数の推移	62
図表67	難民の認定をしない処分に対する不服申立て数及び処理状況の推移	63
図表68	一時庇護上陸許可申請数の推移	64
図表69	一時庇護上陸許可申請の処理状況（2021年）	64
図表70	人身取引被害者数（2021年）	66
図表71	人身取引被害者数の推移	66
図表72	D V被害者把握状況（2021年）	68
図表73	地方出入国在留管理局別D V事案の認知被害者数の推移	68
図表74	出入国在留管理庁職員の使命と心得	78
図表75	改善策の取組状況	80
図表76	高度人材ポイント制の認定件数（累計）の推移	91
図表77	特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要	100
図表78	分野別運用方針について（12分野）	102
図表79	外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの概要（抜粋）	110
図表80	外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）の概要	112
図表81	難民認定制度の運用の更なる見直しの概要	129
図表82	第三国定住による難民の受入れ実施状況・実績	132
図表83	シリア人留学生の受入れ状況	133
図表84	上陸審査の流れ	144
図表85	査証事前協議・在留資格認定証明書交付申請の手続の流れ	146
図表86	在留資格一覧表（2022年4月1日現在）	149
図表87	在留資格取消手続の流れ	154
図表88	中長期在留者の在留管理制度における手続の流れ	159

図表89	出入国在留管理庁と市区町村との情報連携	163
図表90	退去強制手続及び出国命令手続の流れ	165
図表91	難民認定手続の概要	169
図表92	一時庇護上陸許可手続の流れ	170
図表93	出入国在留管理庁組織表	172
図表94	出入国在留管理庁所管事項	173
図表95	地方出入国在留管理局の出張所の整理統廃合状況（実績）	177
図表96	出入国在留管理官署職員定員の推移	179
図表97	予算額の推移	182
図表98	出入国在留管理関係訴訟（本案事件）受理・終了件数の推移（2021年末現在）	184

## 凡例

難民条約	難民の地位に関する条約
難民議定書	難民の地位に関する議定書
日米地位協定	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
入管法	出入国管理及び難民認定法
入管法施行令	出入国管理及び難民認定法施行令
入管法施行規則	出入国管理及び難民認定法施行規則
上陸基準省令	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令
入管特例法	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法
入管特例法施行令	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令
入管特例法施行規則	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則
入管法等改正法	出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）
技能実習法	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
技能実習法施行規則	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則
A P I	Advance Passenger Information（事前旅客情報）
A P I S	Advance Passenger Inspection System（事前審査システム）
P N R	Passenger Name Record（乗客予約記録）
E P A	Economic Partnership Agreement（経済連携協定）
I A T A ・ C A W G	International Air Transport Association・Control Authorities Working Group（国際航空運送協会・入国管理機関関係部会）
I C P O	International Criminal Police Organization（国際刑事警察機構）
I O M	International Organization for Migration（国際移住機関）
U N H C R	Office of the United Nations High Commissioner for Refugees（国際連合難民高等弁務官事務所）又は United Nations High Commissioner for Refugees（国際連合難民高等弁務官）